

IV. 受講生の選考要領

本要領は、登録養成課程の受講を希望する受講生の選考を公正、確実かつ効率的に実施するための要領を示すものであり、登録養成機関において、独自の選考方法によって実施することを妨げるものではありません。

1. 受講資格の確認

受講資格者は、登録養成課程を開講する年度又は前年度に国家試験第一次試験に合格した者。なお、旧試験（平成12年以前の試験）に合格した者については、平成13年以降の国家試験第二次試験を受験した者及び平成18年4月以降の養成課程又は登録養成課程を受講した者を除き、1回に限り受講することができる。

受講申込者に対しては、国家試験第一次試験合格証の提出を求めるとともに、旧試験合格者については、第二次試験の受験の有無等必要に応じて指定試験機関である（社）中小企業診断協会に照会するものとする。

2. 受講者の定員（受入人員）

受講者の定員（受入人員）は、別に定めるものとする。

3. 選考方法等

(1) 受講申込者のうち、書類選考により応募条件を満たすと認められた者に対して実施する面接審査により選考するものとする。面接対象者と決定した者以外に定員の20%程度補欠者を定め、補欠順序を明示のうえ、あらかじめ補欠扱いの通知を行うものとする。

また、書類選考により応募条件を満たすと認められた者が定員を超えない場合にも、面接審査を実施するものとする。

(2) 面接審査は、受講者を個々に面接する個別面接法により、登録養成課程の受講の適性を審査する目的から、①受講動機、②協調性・コミュニケーション能力、③積極性・態度・表現力、④健康面、⑤資金面、⑥研修への専念度の6項目から評定する。

■ 面接審査の評価項目

面接の視点	評価項目	評価項目の視点	評価点・評価方法
(1) 研修に対する取組み姿勢・面接対応について	①受講動機	研修の趣旨を理解しているか	面接員は各評価項目ごとに以下の何れかの評価を行う ・「適性」 ・「やや適性に欠ける」 ・「不適性」
	②協調性・コミュニケーション能力	面接時の質問に対する回答が適切か。コミュニケーション面の問題がないか	
	③積極性・態度・表現力	面接時の態度等の姿勢が適切か	
(2) 研修の受講に係る物理的困難性について	④健康	健康面の支障がないか	
	⑤資金	受講料以外の合宿費、生活費等の懸念がないか	
	⑥研修への専念度	全研修日程出席可能か。ダブルスクール、アルバイト等の予定がないか	

① 面接員の構成

面接員は、3名から構成し、その1名は登録養成機関の組織の代表者又はその他の管理職員とし、他の2名は中小企業診断士等外部専門家とし、登録養成機関の組織の代表者が指名する。

② 面接審査の評価方法

- (a) 前掲「面接試験評価項目」の「(2) 研修の受講が物理的困難」の各項目の何れかの項目において、全ての面接員が「不適性」と評価した場合は、受講を認めない。
- (b) 前掲「面接試験評価項目」の「(2) 研修の受講が物理的困難」の各項目において、面接員の評価が「不適性」ではないものの、「(1) 研修に対する取組み姿勢・面接対応」の3項目において、何れの面接員も1つ以上「不適性」とし、合計5つ以上「不適性」とした場合は、受講を認めない。

③ 受講生の選定

受講の辞退、面接の審査において定員に満たない場合には、補欠者の順序に沿って個人面接を実施し、受講者として受入補充を行うものとする。

(3) 守秘義務

選考審査事務に関与する職員及び外部専門家は、選考審査に関して職務遂行上知りえた秘密を外部に漏洩してはならない。